

# 臨 時 報 告 書

中部電力株式会社

E04502

---

# 臨 時 報 告 書

---

本書は金融商品取引法第24条の5第4項に基づく臨時報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成23年5月10日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

**中部電力株式会社**

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 5月10日

【会社名】 中部電力株式会社

【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水野 明久

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町1番地

【電話番号】 052(951)8211(代)

【事務連絡者氏名】 経理部決算グループ長 鈴木 賢

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番1号  
(日本プレスセンタービル内)

【電話番号】 03(3501)5101(代)

【事務連絡者氏名】 東京支社課長 近藤 聰

【縦覧に供する場所】 中部電力株式会社 静岡支店  
(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)

中部電力株式会社 三重支店  
(津市丸之内2番21号)

中部電力株式会社 岐阜支店  
(岐阜市美江寺町二丁目5番地)

中部電力株式会社 長野支店  
(長野市柳町18番地)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【提出理由】

当社は、平成23年5月9日開催の取締役会において、津波へのさらなる対策が完了するまでの間、浜岡原子力発電所全号機の運転を停止することを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日及び内容

平成23年5月6日に、内閣総理大臣が浜岡原子力発電所のすべての号機について運転停止の要請を表明するとともに、当社は、同日、経済産業大臣より要請書を受領いたしました。

原子力は、安全の確保を最優先に、立地地域の皆さまをはじめ広く社会の皆さまの信頼を得て成り立つものであります。当社は、内閣総理大臣からの要請を重く受け止めております。今回の要請は社会の原子力発電に対する不安の高まりを踏まえたものと捉えており、原子力発電所を保有する事業者として、皆さまの不安に対し真摯に対応し、より信頼を得ていくことが最優先であると考えております。

当社は、要請への対応について検討を重ねてまいりましたが、こうした基本的な考え方に基づき、非常に厳しい状況ではありますが、現在運転中の浜岡原子力発電所4, 5号機（4号機：沸騰水型、定格電気出力113.7万キロワット、5号機：改良型沸騰水型、定格電気出力138万キロワット）を停止することを平成23年5月9日開催の取締役会において、決定いたしました。4, 5号機については、準備が整い次第速やかに停止いたします。また、停止中の3号機（沸騰水型、定格電気出力110万キロワット）についても、当面運転再開を見送ることといたしました。

今回の要請の受け入れにより、お客さま、立地地域の皆さま、株主の皆さまをはじめ多くの皆さまに多大な影響を及ぼすことが懸念されます。これらの方々に過度な負担、不利益が生じないよう、経済産業大臣に対し、別紙1のとおり確認をいたしました。

今後は、津波に対する安全性を一層高めるため、防波壁の設置などの対策を速やかに実施するとともに、地域の皆さまを始めとして、広く社会の皆さまにその内容をご説明してまいります。その上で、当社としては、中部地域への電力の安定供給のために早期の運転再開を目指してまいります。

また、浜岡原子力発電所の運転停止により、今後厳しい需給状況となることから、別紙3のとおり電力需給対策本部を設置し、電力の安定供給に向け、あらゆる施策を講じてまいります。

別紙1 浜岡原子力発電所運転停止要請に係る確認事項

別紙2 2011年度最大電力需給計画

別紙3 「電力需給対策本部」の概要

### (2) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

現時点においては、電力の需給バランス等を見通せる状況になく、合理的に費用を算定することができないため、業績に与える影響を見積ることは困難であります。

以 上

(別紙1)

### 浜岡原子力発電所運転停止要請に係る確認事項

公益性の高い事業を営む当社にとって、総理大臣からの今回の要請は事実上国の指示・命令と同義であり、極めて重く受け止めている。今回の要請に基づき、浜岡原子力発電所を全号機運転停止した場合、お客さま、株主、立地地域等関係者に多大な影響を及ぼすことが懸念される。これらの方々に過度な負担、不利益が生じないよう、当社は事業運営全般にわたり最大限努力するが、国としても十分な配慮、支援をお願いしたい。

- 1 今回の要請書のとおり、平成23年4月20日の当社報告書にある津波に対する防護策及び海水ポンプの予備品の確保と非常用発電機等の設置を完了し、原子力安全・保安院の評価・確認を得たときは、浜岡原子力発電所の全号機の運転が再開できることを確認したい。また、原子力安全・保安院の評価・確認は、科学的・合理的見地から速やかに実施して頂きたい。
- 2 浜岡原子力発電所の安全対策は、法令・技術基準等に基づき適切に実施されており、今回の要請の趣旨は、福島第一原子力発電所の重大事故を受け、国民に一層安心頂くためのものであることを十分に周知して頂きたい。
- 3 全号機運転停止した場合、多大な追加費用負担が発生する。当社は最大限経営効率化に努めるが、今回の要請は、お客さま、株主等に過度な負担を強いることを前提としたものではないと受け止めており、その回避・軽減に向け国として十分な支援をお願いしたい。
- 4 全号機運転停止した場合、需給バランスは非常に厳しくなる。当社は供給・需要両面において最大限努力していくが、国においても十分な支援をお願いしたい。
- 5 知事・市長はじめ立地地域への十分な説明、交付金・雇用等地域経済への十分な配慮をお願いしたい。

以上

(別紙2)

2011年度最大電力需給計画

<表1：浜岡原子力発電所全号機停止時>

(万kW)

	7月	8月	9月	12月	1月	2月
最大電力(A)	2,560	2,560	2,432	2,150	2,253	2,253
供給力(B)	2,499	2,535	2,415	2,189	2,390	2,318
供給予備力(B-A)	▲61	▲25	▲17	39	137	65
供給予備率(%)	—	—	—	1.8	6.1	2.9

※数字は送電端。

<表2：表1 + 50Hz地域への応援融通取りやめ + 武豊火力発電所3号機起動時>

(万kW)

	7月	8月	9月	12月	1月	2月
最大電力(A)	2,560	2,560	2,432	2,150	2,253	2,253
表1供給力	2,499	2,535	2,415	2,189	2,390	2,318
供給力(B)	2,615	2,649	2,531	2,225	2,426	2,354
供給予備力(B-A)	55	89	99	75	173	101
供給予備率(%)	2.1	3.5	4.1	3.5	7.7	4.5

※数字は送電端。

※表1の供給力に、応援融通の停止分（7月～9月 75万kW+他）+武豊3号分を上乗せした。

※本年度当初、浜岡3号機の起動が不透明であったことから、武豊3号機は長期計画停止予定を繰り延べた。

以 上

(別紙3)

### 「電力需給対策本部」の概要

1. 設置日 2011年5月9日

2. 体制 本部長 水野 明久（代表取締役社長 社長執行役員）

副本部長 勝野 哲（取締役 専務執行役員〔経営戦略本部長〕）

阪口 正敏（代表取締役 副社長執行役員〔発電本部長〕）

松山 彰（取締役 専務執行役員〔流通本部長〕）

大野 智彦（取締役 専務執行役員〔販売本部長〕）

本部員 関係各部長 12名

経営戦略本部、同電力取引部

広報部、燃料部

販売本部営業部、同法人営業部、同配電部

流通本部系統運用部、同工務部

発電本部火力部、同原子力部、同土木建築部

計17名

(参考)

「電力需給対策本部」の設置は、2009年夏季以来となります。

以上